

議第64号

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）」を付し、同条を次のように改める。

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

付則に次の3条を加える。

第6条 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事するときを除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事するときを除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 前2条の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数 $\frac{1}{3}$ を超えてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。